

保健事業 (生活習慣病対策等)

- ① 生活習慣病対策 (保健事業) を切れ目なく実施
- ③ 繰り返し受診勧奨や保健指導を実施

【保健事業の内容】

(1)ハイリスク者対策,未受療者・治療中断者対策
⇒健診で要医療とされたが、医療機関未受診者に対し、受診勧奨。受診後、結果に基づき保健指導や通いの場への参加勧奨等。

(2)健康状態未把握者の状態把握
⇒過去1年間、医療・健診・介護保険すべての利用がない人を対象として、基本チェックリスト・後期高齢者の質問票を用いて健康状態の把握を行う。必要に応じて、健康指導、健診や医療の受診勧奨や介護保険の案内、通いの場への参加勧奨等を行う。



介護予防 (フレイル予防)

- ② 通いの場に専門職が介入し、効果的な運動等を実施

(1) 百歳体操、健康のび体操 (通いの場) を実施。専門職が介入し、効果的な運動等を指導しつつ、健康・栄養・口腔等に係る健康教育も実施。

(2) 体操実施時に、体力測定、基本チェックリスト等の聞き取りを実施。**健診未受診者に対しては受診勧奨を実施。**

(3) (2)の結果について専門職に連携、結果を分析し、実施内容を改善。フレイルだけでなく、認知症のリスクのある人の早期発見・早期介入を行う。



連携

連携

医療専門職

保健師
管理栄養士
言語聴覚士
理学療法士 等

- ・効果的な運動の提案
- ・口腔指導の提案
- ・栄養指導の提案
- ・認知症の早期発見

保健事業の実施

連携

連携

④ 健康相談の実施

- ・高齢者の身近な場において、健康状態を確認する質問票を用いて、健康相談を実施。相談内容を踏まえて、通いの場への参加勧奨や、健診未受診者に対しては受診勧奨を実施。質問票等で認知項目に該当するなど認知機能低下が疑われる場合においては、物忘れ相談などにより認知症の早期発見・早期介入を行う。



かかりつけ医・歯科医・薬局